

○大津市議会市政課題広聴会規程

令和2年3月31日

議会議長告示第2号

改正 令和3年11月16日議会議長告示第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第1項の規定に基づき設置する市政課題広聴会（以下「広聴会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 広聴会は、議会に対する議案の提出の有無を問わず、広く市政の重要課題について、公述人（広聴会に出席して市政の重要課題についての意見を陳述する者をいう。以下同じ。）から直接その賛否、理由等の意見を聴取する。

(会長及び副会長)

第3条 広聴会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、議長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、副議長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 広聴会の会議は、会長が招集し、議事を進行する。

2 広聴会の会議は、これを公開する。

3 広聴会の会議は、その模様をインターネットを利用して会議と同時に配信するとともに、録画した映像を大津市議会のホームページにおいて配信する。

4 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前項の会議録は、大津市議会のホームページにおいて公開する。

(開催請求)

第5条 議員（2以上の会派（大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）第11条第1項に規定する会派をいう。以下同じ。）及び6人以上の議員（広聴会の開催を請求しようとする議員を含む。）の賛同が得られた者に限る。）は、市政の重要課題について広く意見を聴く必

要があると思料する案件があるときは、市政課題広聴会開催請求書（様式第1号。以下「開催請求書」という。）を提出して、会長に対し、広聴会の開催を請求することができる。

（開催の決定）

第6条 会長は、前条の規定による開催請求書の提出を受けたときは、速やかに、広聴会の開催の要否について議会運営委員会に諮問するものとする。

2 議会運営委員会は、会長の諮問に応じ、広聴会の開催の必要性等について調査審議し、その結果を答申する。

3 議会運営委員会は、当該案件が現に常任委員会又は特別委員会において調査研究を行っているものであるときは、広聴会の開催の要否について、当該常任委員会又は特別委員会の意見を聴かなければならない。

4 会長は、第2項の規定による答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該広聴会を開催するか否かを決定し、前条の開催請求書を提出した議員に対してその結果を通知する。

5 会長は、広聴会の開催を決定したときは、議会広報広聴委員会に対してその旨を通知する。

（公述人の公募及び選定）

第7条 会長は、広聴会の開催を決定したときは、速やかに、広聴会の日時、場所、広聴会において意見を聴こうとする案件、公述人が意見を陳述する時間その他必要な事項を明示して、20日以上の期間を定めて公述人を公募するものとする。

2 公述人の公募に応募しようとする者は、あらかじめ、当該案件についての賛否、理由等を市政課題広聴会公述人応募申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に記載し、会長に対して提出しなければならない。

3 会長は、公述人の公募に応募した者が当該案件について賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ったときは、その偏りを是正するため、両者が同数となるよう、各会派に対して公述人の候補者の推薦を求めるものとする。

4 会派は、前項の規定による求めに応じて公述人の候補者を推薦するときは、会長に対して市政課題広聴会公述人候補者推薦書（様式第3号。以下「推薦書」という。）を提出しなければならない。

5 会長は、第2項の規定による申込書及び前項の規定による推薦書の提出を受けたときは、議会広報広聴委員会に対して当該申込書及び推薦書の写しを送付する。

6 議会広報広聴委員会は、前項の規定による申込書及び推薦書の写しの送付を受けたときは、公述人の公募に応募した者及び会派から公述人の候補者として推薦された者のうちから公述人

を選定する。この場合において、議会広報広聴委員会は、当該案件について賛成する者と反対する者が同数となるように公述人を選定するよう努めるものとする。

7 議会広報広聴委員会は、公述人を選定したときは、会長に対してその結果を通知する。

8 会長は、前項の規定による通知を受けたときは、公述人の公募に応募した者並びに公述人の候補者を推薦した会派及び公述人の候補者として推薦された者に対して公述人の選定の結果を通知する。

(代理人による意見の陳述)

第8条 公述人は、代理人をして意見を陳述させることができない。ただし、障害、疾病その他の身体的な事情により公述人が意見を陳述することが著しく困難であると認められる場合であって、会長が特に許可したときは、この限りでない。

(議員等の発言)

第9条 議員並びに公述人及び代理人（以下「議員等」という。）が広聴会において発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

2 公述人は、自己の氏名及び案件に対する賛否を表明した後に意見を陳述しなければならない。

3 代理人は、自己及び公述人の氏名並びに公述人の案件に対する賛否を表明した後に意見を陳述しなければならない。

4 議員等は、当該広聴会において意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。

5 議員等が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、会長は、その発言を制止し、又は議員等を退席させることができる。

(資料の使用)

第10条 公述人及び代理人は、会長の許可を得たときは、当該広聴会において意見を陳述する際に資料を使用することができる。

(議員等の質疑)

第11条 議員は、公述人及び代理人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人及び代理人は、議員に対して質疑を行うことができない。

(報酬等の不支給)

第12条 公述人及び代理人に対しては、報酬及び費用弁償を支給しない。

(開催期日の変更等)

第13条 会長は、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、議会広報広聴委員会における協議を経て広聴会の開催日時の変更又は中止を決定することができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月16日議会議長告示第7号）

この告示は、令和3年11月16日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市政課題広聴会開催請求書

年 月 日

（宛先）

大津市議会市政課題広聴会
会長

（請求する議員の所属する会派名及び氏名）

（賛同する議員の所属する会派名及び氏名）

大津市議会市政課題広聴会規程第5条の規定に基づき、下記のとおり市政課題広聴会を開催するよう請求します。

記

1 対象とする案件

2 開催を求める理由

様式第2号（第7条関係）

市政課題広聴会公述人応募申込書

年 月 日

（宛先）

大津市議会市政課題広聴会
会長

住所

氏名

連絡先

（※電話番号、ファクシミリ番号又はメールアドレスのうち、必ず1つ以上記載してください。）

年 月 日に開催される大津市議会市政課題広聴会において、下記のとおり意見を陳述したいので、公述人の公募に応募します。

記

1 案件についての賛否 （ 賛成 ・ 反対 ）

2 案件についての賛否の理由 別紙のとおり

3 資料の使用の希望の有無 （ 希望する ・ 希望しない ）

※ 使用を希望する場合は、その資料をこの申込書とともに提出してください。

4 代理人による意見陳述

(1) 希望の有無 （ 希望する ・ 希望しない ）

(2) 代理人による意見陳述を必要とする理由

様式第3号（第7条関係）

市政課題広聴会公述人候補者推薦書

年 月 日

（宛先）

大津市議会市政課題広聴会
会長

（推薦する会派名）

（代表者の肩書及び氏名）

年 月 日に開催される大津市議会市政課題広聴会に係る公述人の候補者を下記のとおり推薦します。

なお、被推薦者の当該案件についての賛否の理由等は、被推薦者が別紙に記載したとおりです。

記

1 被推薦者

（住所）

（氏名）

（連絡先）

※連絡先は、電話番号、ファクシミリ番号又はメールアドレスのうち、必ず1つ以上記載してください。

2 案件についての賛否 （ 賛成 ・ 反対 ）

3 資料の使用の希望の有無 （ 希望する ・ 希望しない ）

※ 使用を希望する場合は、その資料をこの推薦書とともに提出してください。

4 代理人による意見陳述について

(1) 希望の有無 （ 希望する ・ 希望しない ）

(2) 代理人による意見陳述を必要とする理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(令 3 議会議長告示 7 ・ 一部改正)